平成２２年（フ）第６５１号
茨城県水戸市吉沢町750番地の１　ファミールガーデン吉沢Ａ棟202号
債務者　伊藤　友行
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６３号
茨城県ひたちなか市市毛1109　小舩ハイツＡ102、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字高場741番地　ニシノハイツＢ棟202号
債務者　掛札　　潔
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６４号
茨城県ひたちなか市大字高場741番地　ニシノハイツＢ棟202号
債務者　掛札　早苗
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７０号
茨城県ひたちなか市東石川２丁目19番地５
債務者　渡辺　幸子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７８号
茨城県東茨城郡茨城町大字駒場1081番地
債務者　江幡　知子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６８１号
茨城県那珂市竹ノ内２丁目12番地２
債務者　羽賀　仁昭
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６８２号
茨城県那珂市竹ノ内２丁目12番地２
債務者　羽賀美保子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６８９号
茨城県常陸太田市稲木町864番地の１
債務者　片根　　優
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９９号
茨城県鉾田市串挽1311番地　市営住宅5505
債務者　藤沼かほる（旧姓額賀）
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７２号
千葉県君津市外箕輪２丁目８番38号　103
債務者　望月　絢子
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１７５号
千葉県富津市小久保196番地２
債務者　多田　伸二
１　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１７８号
富山県砺波市鷹栖596番地３　市営住宅東鷹栖団地４号棟426号室
債務者　源通　静枝
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４９３号
山梨県甲府市城東１丁目８番11号ルミエール愛宕山304号
債務者　島田　　剛
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
山梨県中巨摩郡昭和町河西1491番地　ハイムリバーサイドⅡ210号
債務者　遠藤　理恵
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
山梨県甲府市千塚２丁目１番39号
債務者　富士原七生
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
山梨県笛吹市春日居町小松1148番地３　榊原ハイツ303号
債務者　望月　由美
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６３号
岐阜市白菊町４丁目42番地　パナハイツ矢島101号室
債務者　堀　　裕二
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岐阜地方裁判所